

児発・放デイ | 日次加算

送迎加算・ 延長支援加算の 算定整理

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



同じ日に生じても、算定トリガーと証拠は別にする

加算	日次トリガー	事前・月次のゲート
送迎加算	対象となる片道を事業所が実際に送迎	経路、児童区分、必要な同乗体制。医療的ケア等の特別区分は受理済み届出
延長支援加算	基本報酬の支援に加えて、その前後に延長支援を実施	受理済み届出、運営規程、通所支援計画、理由・同意、延長中の職員配置



予定フラグだけで実績を作りません。届出が必要な増算は15日以前の届出なら翌月、16日以降なら翌々月から。要件喪失は事実発生日から停止し、いずれか未確定ならCSV生成前に止めます。

「どこから、どこまで」を片道ごとに判定する

経路の代表例	扱い	追加確認
居宅等 ↔ 事業所	対象となり得る基本経路	実乗車、方向、発着場所・時刻
合意済みの最寄駅・集合場所 ↔ 事業所	対象となり得る	保護者の事前同意と特定した場所
学校等 ↔ 放デイ	条件付きで対象となり得る	利用計画等への記載、保護者送迎困難等、市町村判断
短期入所先 ↔ 事業所	宿泊場所を居宅に準じて扱い得る	宿泊実績と実経路
病院・日中一時支援・他事業所への移動	原則対象外	偶然の集合場所にすぎない場合はその証拠
同一・隣接敷地の建物 ↔ 事業所	別の減算区分	該当児童だけを区分し、単位数表で選択

代表例 | 学校から事業所は実送迎、帰りは保護者迎えなら、送迎実績は往路だけです。往路と復路を別の `event\_fact` とし、欠席日・予定だけの日・家族が運んだ方向には立てません。基本報酬の支援がない日に送迎だけを請求しません。

児童属性・基本報酬枝・同乗職員でコードが変わる

通常区分の確認

- 児発/放デイ、施設類型、当日の基本報酬枝を確定
- 片道の実送迎と、対象となる発着地を確認
- 同一・隣接敷地なら通常区分を使わない
- 放デイは安全性、年齢・能力、地域事情と自立を考慮

重心・医療的ケア等

- 児童属性・医療的ケアスコア等の一次証拠を確認
- 特別区分は受理済み届出と適用期間を確認
- 重心は直接支援従事者、医療的ケアは看護職員等の実同乗を記録
- 重心かつ医療的ケア児は区分を重ねて算定しない

看護職員等が同乗しなくても安全に送迎できる場合があっても、医療的ケア児の特別区分を自動で算定できるわけではありません。通常区分を含む可否は、施設類型・基本報酬枝と単位数表による判定へ戻します。

標準支援時間の外側に、計画した延長支援を置く

ゲート	指定事業所の通常枝で確認すること	証拠
基本支援	児発は標準5時間、放デイは授業後3時間・休業日5時間として計画。短い計画との差を延長へ振り替えない	当日のサービス・日区分・通所支援計画
必要性・同意	本人・家族事情や一般施策の受入不足等の理由があり、保護者同意を得る	理由、説明・同意、計画版
延長計画	基本支援の前後に標準1時間以上。前後とも行うなら各1時間以上を設定	開始・終了、前後区分、見直し履歴
施設体制	受理済み届出。児発・放デイ休業日は運営規程上6時間以上（放デイ授業日はこの6時間要件を適用しない）。延長中の必要職員を確保	受付証跡、運営規程、勤務・配置表
当日実績	基本報酬の支援と延長支援を実施し、実際の延長時間を記録	支援記録、入退所、職員・看護体制

延長時間帯は10人以下なら従業者2人以上。10人を超える場合は10人又は端数ごとに追加し、うち1人以上は児発管を含む指定基準上の従業者とします。医療的ケア児は、連携を含め必要な医療的ケアを適時・適切に提供できる看護職員等の体制を確認します。

実時間を基本に、計画上限・理由・送迎除外を適用する

代表例	判定	理由
計画90分・実際75分	実際75分の区分	実時間を基本に単位数表で選ぶ
計画60分・本人/保護者都合で実際45分	30分以上1時間未満の例外区分	計画は1時間以上、短縮理由を記録
計画60分・実際20分	算定しない	例外にも30分以上が必要
前60分+後60分を計画・実施	実時間を合計した一日区分	前後を二重算定しない
計画60分・実際90分	計画60分を上限	実時間が計画を超える場合は計画時間による

送迎時間は延長支援時間にも基本支援時間にも含めず、配車待ち・迂回を延長へ振り替えません。支援開始前の延長中に帰宅し、基本報酬の支援が成立しなかった日は、延長支援加算だけを残しません。

緊急延長と特殊区分を、通常枝へ混ぜない

設定のない日の緊急延長

- 計画に基づき延長支援を行う中で、当日に緊急ニーズが発生
- 急な延長が必要となった理由と実時間を記録
- 同じ状況が続くなら速やかに計画を見直す
- 事業所都合の短縮を本人・保護者都合の例外にしない

特殊なサービス・施設枝

- 該当する主として重心の事業所、共生型、基準該当等は別判定
- 運営規程上8時間以上と営業時間外の延長時間を確認
- 通常枝の標準5時間/3時間/5時間をそのまま当てない
- サービス・児童属性別のコードは単位数表による

請求前に、受理済み届出・国保連事業所台帳・当月の計画/運営/配置・当日の送迎/延長記録・実績記録票・請求コードを照合します。区分又は証拠が欠ければ自動補完せず停止します。

一次資料と最終確認先

対象経路・計画・職員配置・時間区分は現行告示と留意事項、境界例は公式Q&A、コードは対象月の単位数表で確認します。

厚生労働省法令等データベース | 児童福祉法に基づく指定通所支援等の費用の額の算定に関する基準 (現行統合)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2680&dataType=0

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 障害福祉サービス等報酬(障害児支援)Q&A一覧(送迎・延長支援)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/32675809-3f98-486b-9c03-efc695ede0bb/db1c84db/20240611_policies_shougaijishien_shisaku_05.pdf

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 現行届出様式(別紙67・68を含む・令和8年8月4日改正)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cae840ab-0405-45cb-866b-df839469ff37/7bfc6064/20260804_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_kasan_43.xlsx

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 障害児通所給付費等の算定に関する留意事項(令和8年3月31日最終改正・改正後全文)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c5e1bb4-ee80-462b-992f-06f0d8c9b774/4aacbf83/20260402_policies_shougaijishien_shisaku_r8hoshukaitei_17.pdf

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 令和6年度報酬改定Q&A Vol.6 問5・6(医療的ケア児の延長支援体制)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/09f080c4/20240702_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_105.pdf

確認日: 2026-08-15

厚生労働省 | 報酬算定構造・サービスコード表等(令和8年6月施行分)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00022.html

確認日: 2026-08-15

施設類型、児童属性、対象経路、同乗・延長配置、計画、届出、時間区分、請求コードの個別判断は、指定権者・管轄国保連へ最終確認してください。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。